

公益財団法人丸亀市福祉事業団

マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づく、情報を提供します。

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)

◆派遣労働者の数	87人(令和5年6月1日現在)
◆派遣先事業所数	10事業所
◆マージン率	26.9%
◆派遣料金の平均額	12,547円(1日8時間当たり換算)
◆派遣労働者の賃金の平均	9,178円(1日8時間当たり換算)

マージン率は、下記の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣スタッフの賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

◆労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()
当該労使協定の有効期間の終期 ()
- 締結していない(均等均衡方式)

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口 営業部 電話 0877-23-1090

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当財団	off-JT	有	無
職能別・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当財団/派遣先	OJT/off-JT	有	無

* 教育研修の機会提供を行うことを支援するために、無料eラーニングサービスもございます。

スタッフの賃金以外の額は、社会保険料、福利厚生、教育研修、事業運営費、で構成されています。

* 福利厚生には有給休暇、健康診断等が含まれています。

